

令和5年5月18日

保護者の皆様へ

能登町立松波中学校
校長 中社 進

新型コロナウイルス感染症にかかる欠席等の扱いについて（訂正）

保護者の皆様には、日ごろから本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、省令施行を受け5類移行後の新型コロナウイルスに関わる欠席の扱いについて周知させていただいたところです。その後、文部科学省の衛生管理マニュアルも改正され、「新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や感染する恐れのある場合にも校長判断で出席停止とすることができる」とされたことを受け、欠席等の基本的な扱いについて以下の通りとします。なお、状況により、関係機関と相談して、下記以外の判断をする場合もございますのでご了承ください。（下線部が今回の変更点です。）

記

- 1 **新型コロナウイルス感染症と診断されたとき・・・出席停止**
 - ・出席停止の期間：発症した後（翌日から）5日間、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
 - なお、発症から10日を経過するまではマスク着用を推奨します。

- 2 **本人に症状がある場合・・・状況を踏まえて校長判断となります。**
 - ① **学校や地域で感染症が流行しているとき**
 - ・陰性であると診断された場合・・・**病気欠席または出席停止**
 - ・未受診の場合・・・**出席停止または病気欠席**
 - ② **①以外のとき**・・・**病気欠席または出席停止**
 - ※ インフルエンザを含め症状がある場合は受診をお願いします。
 - なお、症状がある場合は、引き続き登校を控えて下さい。

- 3 **本人に症状がない場合・・・基本的には学校を休む必要はありません。**
 - ① **学校や地域で感染症が流行しているとき**
 - ・高齢な方や基礎疾患のある家族がいて他の手段がない場合に、**合理的な理由があると校長が判断した場合・・・出席停止**
 - ・**感染する恐れがある場合や、登校による感染拡大を危惧する場合**
 - ・・・**状況を踏まえ校長判断で出席停止または事故欠席**
 - ② **①以外のとき**・・・**事故欠席**

※ 登校しなかった場合は、出席停止・忌引き等、病気欠席、事故欠席のいずれかとなります。
以上です。

お問い合わせ先
松波中学校 72-0004（中社）